

西中国信用金庫

〈子育て応援定期積金〉商品概要説明書

平成29年 1月 4日現在

1. 商品名	・子育て応援定期積金
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時点で、児童手当支給対象の子供を扶養する保護者（親権者）の方 ※ 世帯主は問いません。夫婦とも可 ※ 児童手当支給対象の子供とは、中学校修了前まで（15歳到達後最初の3月31日を迎えるまで）の児童となります。 ※ 申込時に児童手当支給対象の子供を扶養する保護者（親権者）であることが確認できる書類をご提示いただきます。
3. 期間	・2年以上5年以内
4. 預入	
預入方法	・一定の掛金を一定期間、定期的に積み立てます。
預入金額	・1万円以上
預入単位	・1千円単位
5. 払戻方法	・満期日以降に一括してお支払いします。
6. 給付補填金	
適用利率	【固定金利】 預入時の店頭表示金利+0.30%
支払時期	・満期日以降に一括してお支払いします。
計算方法	・給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優のご利用はできません。） ※平成49年12月31日までの間に支払われる給付補填金には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座の担保定期積金に組み入れることができます。（貸越利率は担保定期積金の約定利率に0.7%上乗せした利率） ・当座預金、普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・①契約期間中に記載の掛込総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、②満期日前に解約される場合には払込日から解約日の前日までの期間について、以下の期限前解約利率により利息相当額を計算し、積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・解約日における普通預金利率 B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・約定年利回り×60%（小数点第3位以下は切り捨て、この計算における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

10. 金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 店頭表示金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会下さい。
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
12. その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）